天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和５年２月９日（木）午前10時00分～午前10時25分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ｂ　会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　田中　秀佶　君　　　　　　　　２番　　欠員

３番　　中嶋喜代次　君　　　　　　　　４番　　榎堀　秀樹　君

５番　　藪内　清光　君　　　　　　　　６番　　藏本　純次　君　　　　　　　　７番　　𠮷田　幸雄　君　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　君　　　　　　　　９番　　龍見　喜朗　君　　　　　　　　10番　 松井　義憲　君

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　山原　　修　君　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏　君

前栽地区　　庄司　茂治　君　　　　　井戸堂地区　　松本　和成　君　　　　　二階堂地区　　松本　淸一　君　　　　朝和東部地区　　南浦　康男　君

　櫟本地区　　奥出　善嗣　君　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦　君

・事務局職員　局長　　奥田　　彰　 　　　　　主幹　　藪　　英一

・欠席委員

（農地利用最適化推進委員）

朝和西部地区　　野田　潤一　君　　　　　　柳本地区　　杉田　義正　君

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第３号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第４号　　その他

　　　　　　　①市街化区域の専決処分について（報告）

　　　　　　　②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

事務局長（奥田彰君）

委員の皆様、おはようございます。本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

定刻の時間になりましたので、ただ今より２月定例委員会を開催いたします。

　本日出席の農業委員は９名で、定数の過半数を超えておりますので、委員会は成立しております。

なお、本日は杉田推進委員と、野田推進委員から欠席の連絡を受けております。

次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲君）

改めまして、皆さん、おはようございます。早いもので２月でございます。

庭の紅梅も咲き始め、日差しも春に向かって和らいでいるように思うわけです。

奈良のお水取りが終わるまでまだ寒い日があろうかと思います。お体には十分ご留意していただきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、２月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

　ご同意いただきましたので、３番　中嶋委員と、４番　榎堀委員にお願いしたいと思います。

議長（松井義憲君）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」３件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転売買です。場所

の地図は、議案書の２ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

２番申請は、譲渡人が高齢で耕作できないことを事由とする所有権移転売買です。

場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

３番申請は、農地所有適格法人以外の法人が、試験研究のため、農地を取得するこ

とを目的とする所有権移転売買です。

場所の地図は、議案書の４ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

申請農地はすでに両者の間で大和農園の施設園芸農地として賃借されており、この度は賃借をそのまま売買することで、経営の合理化を図ることを目的にしております。

なお、譲受人の大和農園は園芸用種苗の生産販売及びその研究を事業としておりますので、農産物の販売を直接の事業とする農地所有適格法人には該当いたしません。

以上、３件の申請は、天理市農業委員会が定める下限面積（耕作面積）の2,000㎡も超え、また、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第２号　農地法第５条に関する許可申請２件について説明させていただきます。

議案書５ページをご参照願います。申請につきまして、令和５年１月31日に、龍見委員と共に農地現地調査を行いました。資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、工場及び道路を転用目的とする所有権移転売買です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、10ha未満の農地規模の区域である第２種農地で、申請地の周辺には事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地がなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、

農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

２番申請は、青空駐車場を転用目的とする賃借権の設定です。

申請者及び申請地等は２番表記のとおりで、転用理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、道路、上下水道の整備された沿道の区域で、学校などの施設が500ｍ以内に存する区域にある第３種農地であり、許可要件を満たしております。また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど農地法第５条第２項にも該当しないため、問題ないと考えます。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、申請内容のとおり県へ進達

いたします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画６件について説明いたします。議案書６ページをご覧ください。

１件目と２件目は、個人経営から法人経営への転換でございます。

利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、農業用施設用地等として利用する賃貸借で、新規集積となります。

３件目と４件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、農業用施設用地等として利用する使用貸借で、新規集積となります。

５件目と６件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

議長（松井義憲君）

　ただいま、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

　次に、議案第４号　その他①「１月分市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第４号　その他①　１月分の市街化区域転用の届出はございませんでした。

議長（松井義憲君）

　ただいま報告のありました、１月分の市街化区域の専決処分はございませんでした。

　次に、議案第４号　その他②「生産緑地地区の取得の斡旋依頼について」事務局より報告願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第４号　その他②生産緑地地区の取得の斡旋依頼についてご説明させていただきます。お手元の資料「特定生産緑地制度が始まります」をご覧ください。

天理市では平成４年から生産緑地の指定が始まり、令和４年12月をもって30年を

経過いたしました。こののち、生産緑地の指定解除を希望される土地所有者の方は、

死亡や故障と同様に生産緑地買取り申し出手続きを経て、行為制限の解除手続きが必要です。このことにより、天理市より農業委員会に生産緑地農地の取得の斡旋依頼がまいりました。

表紙の１枚目をめくって頂きますと、資料が３分冊ございます。３分冊で合計18件の買取り希望となっております。それぞれ農地の所在地等と場所の地図をつけておりますのでご確認ください。買取り希望される方がおられましたら農業委員会事務局までご連絡ください。なお、回答期限の都合上、２月末までに農業委員会事務局までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。買取り希望なき場合は連絡不要とさせていただきます。

議長（松井義憲君）

　ただいま報告がありました、生産緑地地区の取得の斡旋について、何かご意見、

ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

　それでは、買取り申し出の希望があるようでございましたら、令和５年２月末まで

に農業委員会事務局に申し出てください。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰君）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・農地における違法盛土問題について

議長（松井義憲君）

それではこれをもちまして２月の定例委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年　２月　10日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員